

22 アクションプログラム関係

22-1 基本方針

1 基本理念

犠牲者の最小化・減災効果の持続化とともに、被災後も命と健康を守り、健全に生活できる社会を実現

2 基本目標

- 1 地震・津波から着実に命を守る
- 2 被災後も命と健康を守り、生活再建に繋げる
- 3 地域を迅速に復旧し、復興に繋げる

- 地震・津波に対し、早期避難意識の更なる向上や要配慮者の支援体制の強化に重点をおき、ハード・ソフトの両面を組み合わせた取組を着実に推進し、想定犠牲者を一層減少させることを第1の基本目標とします。
- 被災後は、自宅を失い、避難所生活を余儀なくされたり、自宅は残ったものの、飲料水や食料などの生活に必要な物資が供給されなくなるなど、多くの市民が不自由な生活を強いられることが想定されます。平成28年熊本地震での長期避難ストレスによる災害関連死等を踏まえ、発災後における緊急避難先や避難所の生活環境を改善するなど、感染症対策や自主防災活動の活性化にも取り組みながら、避難生活の健全化を図り、円滑な生活再建に繋げることを第2の基本目標とします。
- さらに、失われた住居や学校、事業所など生活・学習・就労の場を回復させ、1日も早く元の生活に戻ることができるよう、事業継続計画の策定や、ライフラインの耐震化による地域の強靱化により、地域を速やかに復旧させる体制を整えるとともに、あらかじめ復興事前準備に取り組むなど、迅速な復興に繋げることを第3の基本目標とします。

3 静岡県の減災目標

- 1 令和7年度までの3年間で想定犠牲者の9割減災を達成し、その後も9割以上の減災を維持する。
- 2 令和14年度までの10年間で被災後生活の質的向上により、被災者の健康被害等の最小化を図る。

○ 静岡県レベル2地震・津波による想定犠牲者数の減災目標内訳 (単位:人)

項目 \ 時点	第4次地震被害想定 :平成25(2013)年度	AP2013の目標 :令和4(2022)年度末	AP2023の目標 :令和7(2025)年度末
建物倒壊・火災※	約9,300	約4,100	約4,100
津波	約96,000	約16,000	約6,300
山・崖崩れ	約200	約190	約190
合計	約105,000	約20,000	約10,000

※屋内収容物移動・転倒、屋内落下物を含む

○ 静岡県の減災に向けた取組 (減災効果の試算に直接寄与するアクション)

	取組の方向	No	アクション
建物倒壊・火災	建物倒壊・火災を減少	1	住宅の耐震化の促進
津波	浸水区域を減少	16	津波対策施設の整備
		19	津波対策施設の耐震化
	到達時間を遅延	21	堤防の粘り強い構造への改良
		25	静岡モデルの推進
	避難場所を確保	36	津波避難施設空白地域の解消
早期避難意識の向上	92	わたしの避難計画の推進	
山・崖崩れ	山・崖崩れを減少	48	地すべり防止施設の整備
		50	急傾斜地崩壊防止施設の整備
		53	山地災害防止施設の整備

4 御前崎市の減災目標

3における静岡県の減災目標を共有し、協力してその目標を達成することを目指すほか、御前崎市における地震・津波防災対策の強化を図るための減災目標を策定する。

一人でも多くの市民の命を守る。

22-2 計画期間等

1 計画期間

令和5年度から令和14年度までの10年間とします。

そのうち、令和5年度から令和7年度までの3年間で、想定犠牲者9割減少を目指して集中的に取り組む期間とします。

2 アクションと個別目標

○ アクション

減災及び被災後も健全に生活できる社会の実現を達成するため、継続 63、新規 16、併せた 79 のアクションの取組を進めます。

○ 個別目標（目標指標）

アクションごとに具体的な取組及び達成すべき数値目標を定めます。

数値目標は、本アクションの最終年度である令和14年度末と、想定犠牲者 9 割減少を目指して集中的に取り組む 3 年間の期末にあたる令和 7 年度末の 2 段階の目標を定めます。（現状の維持を目標とするものは、数値目標に「(維持)」を付記しています。）

また、静岡県と具体目標を共有するものについては、その数値目標及び達成時期を同水準に定めました。

3 アクションの実施主体

○ アクションプログラム2013に引き続き、「自助」・「共助」・「公助」の観点から、御前崎市が実施主体となるアクションはもとより、市民、事業所等が実施主体となるアクションや静岡県が主体で取り組むが御前崎市が協力するアクションについても可能な限り盛り込みました。（静岡県が主体となるアクションについては、「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2023」によることとし盛り込まない。）

○ 建築物等の耐震化や津波からの早期避難、飲料水・食料等の備蓄など、市民一人ひとりが主体的に取り組む「自助」が重要であることから、自らの命は自ら守るという防災の原点に立ち返った対策を推進します。

○ 「自助」では解決できない課題に対しては、自主防災組織を中心に地域の住民や事業所、学校などが協力し解決する「共助」の取組を進めます。

○ 御前崎市は、静岡県と連携・協力し、「自助」、「共助」の取組を最大限支援するとともに、「自助」、「共助」では対応できない課題に「公助」として積極的に取り組みます。

22-3 重点施策

(1) 重点施策の考え方

アクションプログラム 2013 の成果や課題、近年の災害の教訓等を踏まえた基本理念である「犠牲者の最小化・減災効果の持続化とともに、被災後も命と健康を守り、健全に生活できる社会を実現」を推進する取組を重要施策とします。

(2) 自助の取組

1) 早期避難意識の向上と持続

想定犠牲者の約 9 割を占める津波に対し、更なる減災と減災効果の持続化を図るため、「わたしの避難計画」の各家庭への浸透など、市民の早期避難意識を向上させ、かつ、持続化させる取組を継続します。

2) 家庭内等における飲料水・食料等の備蓄の徹底

発災直後は行政による生活支援が困難になることが予想されることから、まずは自らで対応するという備えが必要です。

特に、第4次地震被害想定を踏まえると、家庭や地域での食料や飲料水などの備蓄は、1週間分以上を確保することが重要であるため、継続して備蓄の推進を図ります。

(3) 共助の取組

1) 要配慮者の支援体制の確保

早期避難の意識が高くても、自力での避難が困難な要配慮者については、避難にあたり支援が必要であることから、早期避難のための避難計画の策定など要配慮者が避難を諦めないための取組みを強化します。要配慮者の避難計画については、これまでも在宅の避難行動要支援者の個別避難計画の作成を推進してきましたが、今後は、要配慮者利用施設における避難確保計画の策定をアクションに追加し、支援体制の充実を図ります。

2) 自主防災組織の活性化

被災後は、在宅避難が困難な市民が避難所に集中し、様々な事情を抱えた被災者が長期間にわたり共同生活を送ることが想定されるため、共助の力が重要となる一方で、長引くコロナ禍により様々な自主防災活動が中止・縮小されており、共助の力の低下が懸念されます。これらを踏まえ、日頃からの自主防災組織による各種防災訓練の実施や男女共同参画の視点に立った避難所運営の推進など、自主防災組織の活性化を図ります。

(4) 公助の取組

1) 避難時・被災後における生活の質の確保

平成28年熊本地震の長期避難ストレスによる災害関連死の教訓を踏まえ、被災後も健全な生活が送れるよう、津波避難施設滞在時に体調を崩さないための最低限の備えを整えるとともに、避難所のトイレ、キッチン、ベッドの確保やプライバシーへの配慮、感染症対策などの生活環境を改善するなど避難生活の健全化を図ります。また、住家被害認定調査や被災者生活再建支援の取組を充実することで、円滑な生活再建を推進します。

2) ハード整備の着実な推進

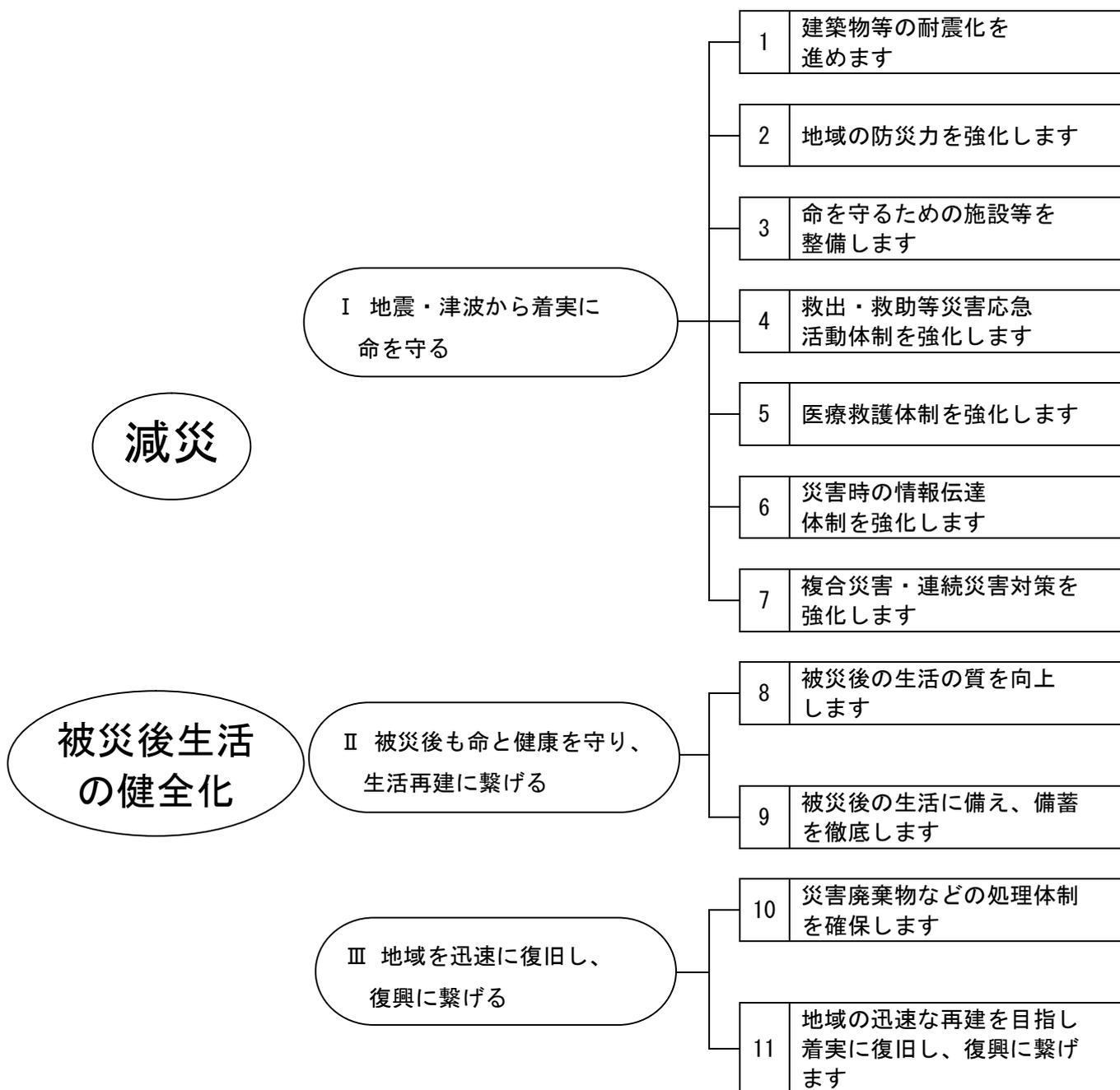
ハード対策のうち津波を防ぐ施設は、想定犠牲者の大半を占める津波から市民の命を守る上で非常に重要であるとともに、浸水想定区域内の資産の保全に大きく寄与することから、レベル1の津波を防ぐ高さの確保と質的な強化に加え、静岡県が主体となり、防潮堤等津波防御施設等の整備についても引き続き推進します。

また、津波避難については、津波到達時間内に安全に避難できるよう、津波避難タワーの設置、津波避難ビルの指定、避難路の整備等の支援により、全ての市民が自らの命を守ることができる環境の整備に努めます。

《基本理念》

《基本目標》

《施策分野》



22-4 個別アクション

I 地震・津波から着実に命を守る

1 建築物等の耐震化を進めます

- (1) 住宅等の耐震化
- (2) 公共建築物等の耐震化
- (3) 公共構造物等の耐震化

2 地域の防災力を強化します

- (1) 自主防災組織の活性化
- (2) 市民等の防災意識の高揚、防災教育の充実
- (3) 防災訓練の充実・強化
- (4) 災害時要援護者の避難体制の整備
- (5) ライフライン、事業所等の地震・津波対策の強化

3 命を守るための施設等を整備します

- (1) 津波を防ぐ施設の整備
- (2) 津波から逃げる環境の整備
- (3) 津波に備える体制の整備
- (4) 避難地・避難路の確保
- (5) 緊急輸送路等の整備

4 救出・救助等災害応急活動体制を強化します

- (1) 防災拠点等の強化
- (2) 情報収集・連絡体制の強化
- (3) 消防力の充実・強化
- (4) 広域支援の受入れ体制の強化

5 医療救護体制を強化します

- (1) 災害時の医療救護体制の充実・強化

6 災害時の情報伝達体制を強化します

- (1) 迅速・的確な情報伝達

7 複合災害・連続災害対策を強化します

- (1) 原子力防災対策の強化

II 被災後も命と健康を守り、生活再建に繋げる

8 避難後の生活の質を向上します

- (1) 避難所運営体制の整備
- (2) 被災者の健康支援体制の整備
- (3) 災害時要援護者の支援体制の整備
- (4) 地域やボランティアとの連携強化

9 被災後の生活に備え、備蓄を徹底します

- (1) 飲料水・食料等の備蓄の徹底

III 地域を迅速に復旧し、復興に繋げる

10 災害廃棄物などの処理体制を確保します

- (1) 災害廃棄物などの処理体制の確保

11 地域の迅速な再建を目指し着実に復旧し、復興に繋がります

- (1) 被災者の迅速な生活再建の支援
- (2) 地域の迅速な復旧、復興の推進
- (3) 遺体への適切な対応

※ 以上に関する個別アクション一覧（アクション名、目標指標、達成時期、数値目標等）に必要な事項は、別に定めるものとする。

（静岡県地震・津波対策アクションプログラム2023を参照）